

小樽市自治基本条例 フォーラム パネルディスカッション レジюме

テーマ 「市民・コミュニティと協働のまちづくりの推進」

①市民とコミュニティ

(市民の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者（以下「事業者」といいます。）及び活動する団体をいいます。

⇒制定時の考え（なぜ定義をしたのか）

- ・小樽商大生も小樽の大学で学んでいる学生として、小樽に住んでいない学生であったとしても、まちづくりの中に積極的に入っていかれたらいいと思うので、小樽の会社や学校に通勤・通学している人も「市民の定義」に含めたいと思う。

第5章 市民

(市民の権利)

第12条 市民は、一人一人の自由意志に基づいて、まちづくりに参加することができます。

2 市民は、議会及び市が保有する情報について、知る権利を有します。

(市民の責務)

第13条 市民は、まちづくりについて関心を持ち、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、まちづくりへの参加に際して、自らの発言及び行動に責任を持ち、互いに協力するよう努めます。

⇒制定時の考え（市民にどのようなスタンスでまちづくりに関ってほしいと考えたのか）

- ・市民が自由に参加して可能性が開かれるというイメージが必要と思う。市民の皆さんに積極的にまちづくりに参加して欲しいということが伝わりつつ、義務ではないようなことが伝えられる条例であれば、条文を読んだ市民の皆さんも、まちづくりに自由に参加すれば街も活性化していくようなイメージをもってもらえると思う。
- ・まずは、まちづくりに参加する権利があるということを多くの市民の方々が認識して、積極的にまちづくりに参加していくということが伝わればいいのかと思います。
- ・今までまちづくりに興味の無かった人たちが、まずはまちづくりに関心を持つ

てもらわなければならないと思う。

⇒制定時のもう一つの考え

- ・まちづくりへ参加することについては、責任として重く考えるべきだと思う。ただし、責任をとるとかそういうことではありません。ただ、そうした厳しい規定がなければ、例えば、町内会活動などについても、無関心な人からすると、そういった責務のような規定がなければ無意味なものになるような気がします。

(コミュニティの定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (3) コミュニティ 地域を単位とする町内会、ボランティア団体その他の市民が心豊かに暮らすために主体的かつ自立的に活動する組織又は団体をいいます。

⇒制定時の考え (なぜ定義をしたのか)

- ・まちづくりについて熱意のある人にとっては、馴染みがある言葉かもしれないが、普段まちづくりに参加をしない人や興味が無い人にとっては無縁に見えてしまうかもしれないので、この条例を読んだ人が、自分に関わりがあると思えるよう、定義するべきと思う。

(コミュニティ)

第10条 市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。

- 2 市は、コミュニティの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。

⇒制定時の考え (コミュニティをどのように捉えて、どのように守ろうとしたのか)

- ・独居老人の孤独死の問題など、今現在の、隣近所の付き合いが希薄になっていて、地域の町内会の自立と団結がこれからものすごく大事であり、緩やかに連帯して地域の近所の人と生きてゆくようなことがより大切であると感じます。
- ・小樽には民間で様々な団体が活動していますが、そうしたコミュニティの大切さについて、理解しているのは、一部の情熱のある人だけではないだろうか。そうした人と大半の無関心な人たちのギャップが小樽の問題であり、コミュニティに無関心な人たちの意識を少しだけ上げていく努力が必要と思う。
- ・団体相互の情報交換や活動拠点の確保といったことについては、団体の活動を活性化させるということでは大事と思う。

②協働のまちづくりの推進

(まちづくりの定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(4) まちづくり 豊かで活力ある地域社会の実現のための公共的な活動をいいます。

⇒制定時の考え（なぜ定義をしたのか）

- ・まちづくりという単語は具体的に何なのかははっきりしない印象がある。なんとなく雰囲気は伝わるが、実際何を私たちはすればいいんだろう、何をやる権利があるんだろうと迷うので、『まちづくり』とは何かという定義があったほうが、親切で分かりやすくいいと思う。

(協働の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(2) 協働 市民、議会及び市が、それぞれの責務と役割を認識し、お互いを尊重しながら協力し行動することをいいます。

⇒制定時の考え（なぜ定義をしたのか）

- ・まちづくりについて熱意のある人は、「協働」という言葉も馴染みがあるかもしれないが、普段まちづくりに参加をしない人や興味が無い人にとっては無縁に見えてしまうかもしれないので、この条例を読んだ人が、自分に関わりがあると思えるよう、定義するべきと思う。

(協働によるまちづくりの推進)

第9条 市民、議会及び市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働によるまちづくりを推進します。

2 市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。

⇒制定時の考え（どのようなスタンスで協力関係を築き、役割分担をもって行おうとしたのか）

- ・協働のイメージがこれからもっと緩やかに、広く行われていくよう伝えたいと思います。文言は、今までまったくまちづくりを考えていなかった人に対してもある意味で啓発する意味で、易しく柔らかい表現が良いと思う。
- ・小樽には色々な目的のために様々な団体があり、そこに市民が参加しやすくするために市ができることを考えると、実際のプレイヤーは市民、バックアップは市という役割分担であると思う。
- ・条文に表現できなくとも、まちづくりについての考えがあった場合に相談できる仕組みづくりを、行政と民間それぞれで確保して積極的な働きかけをすることが必要。条例も大切だが、まちづくりに興味や疑問を持ったときに応えてくれる人や体制が大切と感じます。